平成２８年第３回

荒川区教育委員会定例会

平成２８年２月１２日
於）荒川区役所特別会議室

荒川区教育委員会

平成２８年荒川区教育委員会第３回定例会

１　日　　時	平成２８年2月１２日		午後2時００分
２　場　　所	特別会議室		
３　出席委員	委　　員　　長		坂　田　一　郎
	委員長職務代理者		髙　野　照　夫
	委　　　　　員		小　池　寛　治
	委　　　　　員		小　林　敦　子
	教　　育　　長		高　梨　博　和
４　出席職員	教　育　部　長		阿　部　忠　資
	教育総務課長		
	兼　教育施設課長		丹　　　雅　敏
	学　務　課　長		相　川　隆　史
	指　導　室　長		小　山　　　勉
	生涯学習課長		北　村　美紀子
	図書館課長		田　窪　和　美
	書　　　　　記		中　村　栄　吾
	書　　　　　記		湯　田　道　徳
	書　　　　　記		宮　島　弘　江

（１）　審議事項

議案第５号　地方教育行政の組織及び運営に関する法律第３８条に基づく内申について

議案第６号　平成２７年度　荒川区登録文化財の登録、荒川区指定文化財の指定等について

（２）　報告事項

ア　荒川区タブレットＰＣ全校導入事業における実践報告について

イ　伝統工芸技術継承者育成支援事業補助延長について

（３）　その他

○**委員長**　ただいまから荒川区教育委員会第３回定例会を開催いたします。

出席委員数の報告を申し上げます。本日は５名出席でございます。

会議録の署名委員は、小池委員及び高梨委員にお願いします。

教育長、あいさつをお願いいたします。

○**教育長**　本日は、審議案件、報告案件に加えまして、この後、総合教育会議、そしてまた小学校長会との意見交換会といいますか、懇談会を予定をさせていただいてございます。長丁場になりますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○**委員長**　１０月９日開催の第１９回定例会の会議録が机上に配付されております。次回の定例会で承認についてお諮りをしたいと思いますので、次回までに確認いただき、何かお気づきの点があれば事務局まで御連絡をお願いいたします。

それでは、本日の議事日程に従いまして、議事を進めます。

本日は、審議事項２件、報告事項２件です。

まず、議案の審議を行いますが、本日の議案のうち、議案第５号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第３８条に基づく内申について」は、人事の案件でございます。

そのため、初めに議案第５号について、会議を非公開として審議させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**　異議ないものと認めます。

議案第５号についての会議は非公開とし、人事案件の審議を行います。

それでは、事務局側説明者を除き、退出をお願いいたします。

〔事務局職員退出〕

○**委員長**　次の審議事項に移りますので、他の事務局職員の出席をお願いいたします。

〔事務局職員入室〕

○**委員長**　それでは、委員会を再開いたします。

続いて、議案第６号「平成２７年度荒川区登録文化財の登録、荒川区指定文化財の指定等について」を議題といたします。

議案第６号について、説明をお願いいたします。

○**生涯学習課長**　それでは、議案第６号「平成２７年度荒川区登録文化財の登録、荒川区指定文化財の指定等について」説明いたします。

提案理由でございます。荒川区文化財保護条例第４条及び第６条の規定により、登録指定を行うためでございます。

内容でございます。荒川区登録文化財とすべきものについては、記載のとおりでございます。

また、荒川区指定文化財とすべきものにつきましても、記載のとおりでございます。

３番の荒川区登録文化財候補の登録の保留についてでございますが、記載のとおりでございます。

４番目のあらかわ遊園周辺の歴史的価値及び保存のあり方につきましては、当該資料の歴史的価値・保存のあり方を検討するために、当該資料の権利関係等を明らかにし、構造物としての現状及び当初の状況を把握する等の調査を実施することが望ましい。これは、名称としまして、あらかわ遊園周辺煉瓦塀でございます。

内容につきましては、ふるさと文化館野尻館長から説明いたします。よろしくお願いします。

○ふるさと文化館長　それでは、登録指定すべき文化財につきまして、内容について簡単に説明させていただきます。

お手元の写真と文書のほうを併せてごらんになってください。

まず、登録すべき文化財、有形文化財（典籍）大般若経、大林院所有のお経でございます。大林院に残りますこのお経は、幕末につくられたものですけれども、本来６００巻あるところ、１７９巻が現存しております。そのうち５２巻に識語と申しますが、お経の後ろのほうにどなたがこれについてお布施を出したかとか、どういう祈願が目的でなされたかとか、そういったことが書かれているものを識語と申しますが、神田ですとか浅草、下谷、千住などの商人や武家、お医者さんなどの家内安全や子孫長久を願って寄進したことがその識語からわかります。もともとは西日暮里の正覚寺に納められていたものですが、明治２２年にこちらの大林院のほうにこのお経が移ったものでございます。現在、大林院では、毎年５月１日に、大般若経を転読する法要を行っておりますが、このお経の状態が悪いものですから、昭和５５年に新たに檀家から寄進された大般若経を利用して、現在は転読をしているということでございます。

登録理由は、近世後期の日暮里及び近代以降の尾久の信仰を知ることができ、学術的価値が高く、区にとって貴重であるということでございます。

登録すべき文化財、次に無形文化財の工芸技術でございます。手描友禅、女性の職人さんで、笠原以津子さんです。お生まれは昭和３５年で、現在５６歳になります。

笠原さんは、もともとＯＬとして会社に勤めていたのですが、そこを退社いたしまして、手描友禅の道を目指して、内山晴登さんに師事いたしました。内山さんのところで３年ほど無線友禅の技術を修得いたしましたが、その後、糸目友禅、これは江戸の友禅として知られているものですが、早坂優氏のもとでも指導を受けまして、３０歳のときに浅草で独立し、現在の荒川区の三河島駅の近くに移転して製作を続けております。

主に絹地の布の上に顔料で絵を描かれるわけですが、小さな風呂敷ですとか、大物ですと反物用の生地、それから帯の友禅染なども手がけております。江戸の友禅というのは、構想から仕上

げまでの全工程を一貫して行うということが特徴でございますが、笠原さんはその技術をお持ちでございます。得意な絵柄は桜。日ごろ、スケッチブックを持っていつもスケッチをしているそうです。

登録理由につきまして、友禅染の起源は明らかではございませんが、一般的には江戸中期に京都で発祥したと言われております。江戸における友禅は、江戸時代後期に浅草見附ですとか日本橋、神田界隈に在住した模様絵師によって発展したと言われております。京都、加賀に比べて落ち着いた色調で、図案構想から仕上げまでの工程が作者の一貫作業である点が特徴であり、その技術は区内でも数少なく貴重であります。

保持者の認定理由でございますが、花鳥画を中心とした優美な絵模様により評価を受けている。３０年以上の経験を経て修得した手描友禅の技術は、区にとって貴重であるということでございます。

以上が登録すべき文化財２件でございます。

続きまして、指定すべき文化財、有形文化財、歴史資料、題目塔（元禄十一年二月中浣五日銘）、これは南千住の首切地蔵さんがあります延命寺に建てられているものでございます。京都三条の商人、八幡屋谷口氏と法春比丘尼、尼さんです、により造立された元禄１１年銘の題目塔でございます。題目塔というのは、南無妙法蓮華経と書かれている石塔でございます。これは、１７世紀の後半に全国の街道筋の仕置場、つまり刑場を中心に、一切衆生の救済をするために発願して、１００基以上の題目塔を八幡屋の谷口氏が建てました。そのうちの１つでございます。慶応３年１０月に江戸の法華信者により、一時期倒れていたものを再び建て、仕置場の南側のほうに移設したと言われております。現在は、小塚原の首切地蔵と並び置かれて安置されております。明治２９年に、実は今の隅田川駅の向こう側にあったものを移転したとも言われております。

当該資料は、小塚原の仕置場の代表的石造物として区内外に広く知られている。造立者・造立年代、再興者・再興年代、伝来がはっきりしており、所在地周辺の法華信仰や地域歴史・文化を知る上で貴重であり、区にとって歴史的価値が高く、保存の必要があるというものでございます。

続きまして、指定すべき文化財のもう一件、無形文化財、工芸技術、つまみかんざし、戸村絹代さんでございます。戸村さんは、昭和１６年のお生まれで７４歳になられます。スポーツセンターのすぐ近く、南千住一丁目にお住まいです。

山形県のお生まれでしたが、中学校を卒業してから上京して、実母の妹でつまみかんざし職人でありました戸村ひでさん、この方お亡くなりになりましたが、元指定無形文化財の保持者でございます。の養子となりまして、２０歳のころよりひでさんに師事しまして、本格的に修業を開始いたしました。技術を修得して、同４０年に当初住んでいた荒川六丁目から現在のお店のほうに転居しております。平成１１年に先代のひで氏が逝去されましたので、保持者が跡を継いで、

製作を続けております。

保持者は、ピンセットで羽二重をつまみ、花びらを形づくり、それらを組み合わせてつまみかんざしを製作します。主に七五三、成人式、婚礼のお色直しなどのかんざし、ほかに現在の女性が好むブローチ、コーム、イヤリング、コサージュなどの装飾品も手がけております。つまみ細工のテーマも伝統的な祝儀事にちなんだ松竹梅ですとか鶴などの縁起のいいものだけではなくて、多種多様な現代的な植物や動物へと広がりを見せています。

指定理由でございますが、技術の指定理由は、江戸時代後期に、型抜きの布製の花びらで作られた花びらかんざしが上方から江戸に伝わり、縮緬や羽二重のつまみ細工を用いた造花つまみかんざしを製作する技法へと発展したとされます。江戸の服飾文化の一翼を担う技術といえ、七五三、成人式、婚礼などの装身具として欠くことができないもので、日本の伝統文化・習俗に根差しており、これを製作する技術は区にとって大変貴重でございます。

認定理由につきましては、保持者は５０年以上つまみかんざしの製作に携わり、高度な技術を修得しています。その系譜も明らかであり、羽二重をつまんで細工する江戸以来の製法により伝統的な意匠によるかんざし製作をするばかりでなく、現代の需要に合った新たな製品の製作にも伝統的な技法を生かしており、その卓越した技術は区にとって大変貴重であるということでございます。以上、２件が指定すべき文化財でございます。

続きまして、保留された文化財としまして、聖徳太子像なのですが、非常に貴重なものでしたが、所有者が、現在、綾瀬のほうの病院に、病院の患者さんに拝んでもらいたいということで、移動しております。ですから、残念でございますが、戻るまでちょっと保留させていただきたいと思います。

続きまして、あらかわ遊園周辺の煉瓦塀の歴史的価値、保存のあり方につきましてですが、遊園の周りには写真のような煉瓦塀が残っております。大正１１年のあらかわ遊園開園時に設けられたと伝えられる煉瓦塀。明確な築造年代は不明。遊園の前身が広岡煉瓦工場、後の王子煉瓦株式会社であったことから、広岡煉瓦工場の煉瓦を使用したと推定されます。

荒川遊園は、昭和７年に王子電気軌道株式会社に経営が移り、さらに昭和１７年に王子電気軌道が東京都電気局と統合された際に関東配電の管理下に入りました。戦時中は高射砲台が置かれ、遊園施設は荒廃。戦後、遊園の施設の一部が住宅地化したことにより、煉瓦塀の大部分が住宅地の中に残存しているのでございます。昭和２１年に荒川遊園の敷地は東京都都市計画決定に基づきまして、緑地帯建設指定区域となりました。荒川区は東京都建設局の指導と援助のもと、児童のための健全な社会環境の育成を目的として遊園の再建を展開。昭和２５年８月に児童のための総合遊園「区立荒川遊園」として開園したものでございます。

この東京の煉瓦建築というのは、大正１２年９月の関東大震災以降、それから平成２３年３月

の東日本大震災、この２つの震災を乗り越えて、今日、この地域に残っておるものでございます。当時の煉瓦建築の様子を知る上では非常に貴重なものでございますので、先ほど課長が申しましたとおり、この土地の関係、それから所有関係を明確にした上で、また、煉瓦がいつつくられたですとか、当初の形態を詳細に調査するようなことが望ましいという答申を先生方からいただきました。

以上でございます。

○髙野委員　友禅染は、インターネットで調べましたら、宮崎友禅斎が考案した技法で、それで友禅というようです。

○ふるさと文化館長　宮崎友禅斎というのは、実は扇をつくる扇の絵を描く職人さんでして、その影響で、このデザインを持ち込んだので友禅となったそうです。

○委員長　煉瓦塀はほかにも区内に残っていますけれども、今、指定されているところはあるのですか。

○ふるさと文化館長　南千住の千住製絨所跡のラシャ場の煉瓦塀、ライフというスーパーの脇です。そちらが登録有形文化財となり、残っております。

○委員長　わかりました。

○小林委員　このつまみかんざしですけれども、外国の方へのプレゼントとして大変に喜んでいただいています。アクセサリーも作っておられますが、日本の伝統を生かしながら、現代的な趣もあります。指定されて本当にうれしいです。荒川区にとりまして宝物だと思いますので。

○ふるさと文化館長　ありがとうございます。戸村さんにお伝えいたします。

○小林委員　よろしくお伝えください。

○委員長　ほかにございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　ないようであれば質疑を終了いたします。

ただいまの議案第６号につきまして、御意見はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　それでは討論を終了いたします。

議案第６号について、異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　異議ないものと認めます。

それでは、議案第６号「平成２７年度荒川区登録文化財の登録、荒川区指定文化財の指定について」は原案のとおり決定をいたしました。

続いて、報告事項に移ります。

初めに、「荒川区タブレットＰＣ全校導入事業における実践報告について」御説明をお願いいたします。

○**指導室長**　骨子でございます。ＰＣ全校導入事業について、実践状況を報告するものでございます。

内容につきましては、特に２番、モデル事業から全校導入事業の経過報告ということで、４点でまとめさせていただきました。

１点目は、機器・システム関係についてでございます。裏面にいっていただきまして、２点目が授業展開の変容についてでございます。３点目は裏面の下の部分でございますが、児童・生徒の変容についてでございます。４点目は２枚目のほうに移っていただいて、教師の変容についてでございます。

今後の取り組みといたしまして２点挙げさせていただいております。

１点目は、今後も取り組んでいく課題でございます。

２点目は、今後の方向性でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○**委員長**　ただいまの説明について、質問などございますでしょうか。

全体の所管としての、中学校も含めてかなり定着をしてきたという捉え方でいいということなのでしょうか。今回の報告を受けて。

○**指導室長**　各学校、定着をしてきてございます。報告書の中でも、日常で使っている割合を記載させていただいておりますが、学年に応じて活用率が上がってきておりますので、来年度以降、さらに活用されることが考えられます。授業の適切な部分でうまく使っている実態も報告されておりますので、教材を共有しながら、活用をさらに充実させていきたいと考えてございます。

○**委員長**　問い合わせの月平均１件まで下がっていることと、全校で１件ということですか、ヘルプデスクへの問い合わせというのは。

○**学務課長**　平均ですので、一月１校あたりということになります。

○**委員長**　一月１校あたりですか、わかりました。

この数字からみると、ほとんど、システム的には問題ないということですね。

○**学務課長**　去年の導入当初はもうちょっと数が多かったですけれども、だんだん数が減ってきております。

○**委員長**　この月ごとの実践記録とか、こういった数を数えられていますけれども、これはＩＣＴの支援員の記録によりとか書いてあるところがありますけれど、これはどうやって数えたものなのですか。

○**指導室長**　これは、ＩＣＴ支援員が１時間丸々入って支援した授業時数を、教育委員会のほうに、報告されたものでございます。

教員が単独で使用したものはこの中には含まれてございません。

○**髙野委員**　それに関して、小学校と中学校で使い方の指針みたいなことは、例えばどの辺までの支援をしていくのかといったものの必要があるのかどうか。そういうことも勘案しながら、書かないといけないと思います。

これを子どもたちに教えるのではなくて、職員のほうにもＩＣＴでつなげれば財産になるし、その人の経歴が、そういうことに利用していいのかどうかというのはありますが、児童生徒と先生をつなぐ、それから、トータルシステムをつくって、子どもの教育を、小学校から中学校までＩＣＴを使うには、どういうふうにするのか。

もう一つは、情報の共有化。データの収集や取扱いについては、特に、プライバシーについて、どのぐらいまでいいとかきちんとしなければいけませんが、そういうことまでの展開は、そのうちにできるのではないか。

そして、今、大学では学生と教師が直接、個人相談したりできるトータルシステムをやっているのです。現在、アイフォンなどでもそのシステムが使える時代ですから、そこまで進めることが理想です。荒川区として先端的に考えるべきかどうか。そういうことを念頭におきながら、教育に使いましただけでなくして、もっと有用に展開ができればなと思います。保護者と教師との相談など、そのようなシステムを使っていいのかどうか、授業でわからないところを教えてくださいという児童生徒の質問に対して、答える。そのような、使い方も考えたほうがいいのではないか。せっかく導入したから、それは考えてみたほうがいいのではないでしょうか。ＩＣＴの活用法をさらに有効に活用したいものです。

○**指導室長**　ありがとうございます。発達段階にあわせましては、低学年ではキーボードを使わないで、絵を動かすような使い方をしたり、高学年や中学生ではキーボードを使ってデータを入力したりしております。使い方に関しては、来年度、汐入地区の小中学校で検証をしていこうと考えているところでございます。

また、タブレットＰＣ活用能力を持っていると、他区に行ったときも優秀な教員として見ていただけるところもございますので、教員の研修を充実させようと思ってございます。

情報の共有化、教材の共有化に関しては、特別なフォルダをつくって整理をしているところでございます。

最後の質問に関してですが、今、早稲田大学と学力向上の連携事業を進めているところでございますが、あらかわ寺子屋の中で、子どもたちがわからないことを、学生にタブレットＰＣを活用して質問をして、学生が答えるという体制をつくるための打ち合わせもしているところでございます。個人情報の課題もあるので、慎重に検討をしているところでございます。

○**髙野委員**　もう３年間で大変な進歩ですね。やはりチャンスはつくったほうがいいと思いまして、

大きな費用がかかったりいたしますけれども、３年かかってそこまで進歩したなら、全然心配ないと思って安心しました。ありがとうございました。

○委員長　小林委員、いかがですか。

○小林委員　この間、いろいろと学校におきまして、研究発表会等を見せていただきまして、先日も汐入東小、そして三中の研究発表会に行かせていただきました。先生方が非常に努力をされて教材の開発をされておりましたので、荒川区はさすがだと思いました。今後ともにこういった教材を開発など、ぜひ積極的にやっていただきたいと思っております。

それと、タブレットＰＣを使うことはとても重要ですが、手書きも非常に重要ですので、両方力を入れていただきたいと思います。その点はよろしくお願いいたします。

○指導室長　読み書き計算に対しては十分ノート、黒板など使いながらやっていけるように指導しているところでございます。

○小林委員　そうですね。最近の大学生の中には、きちんと文字が書けない、あるいは書いた文字があまり上手ではないという現象がございますので、よろしくお願いいたします。

○小池委員　私も研究発表会でタブレットがどう使われているかというのを現場を見て、これはすばらしいと思ったのです。そのときに、ある人から、このタブレットが開発されてからあまり年月がたっていないので、ソフトがまだ不足しているのだという話を聞いたのですけれど、こういうソフトがあったらいいという現場の声というのがあるのかどうか、それが第１点。

もう一つは、これも区議会の議員のある先生から聞いたのですけれど、これもリース形態で入っているという、だから動きがとれないというような話もあったのですけれど、そういうことについて、どう考えたらいいのか、その２点、教えていただきたいと思います。

○指導室長　まず、タブレットのソフトでございます。まだタブレットのソフトは充足されているということではありませんが、荒川区の場合には、ＩＣＴ支援員が入りまして、教員がこんな教材をつくりたいということを支援しながら、教材を開発しておりました。それが２年間の蓄積となって、今財産として共有化できるような形になってございますので、そこをしっかり充実させていきます。さらに、今後、ソフトが開発されてきたところで、うまく使えるように考えていきたいなと考えてございます。

○学務課長　パソコンのリースのお話ですけれども、このタブレットに限らず、通常、パソコンにつきましては、何年かすると機種がどんどん古くなっていくというのもあるので、常に新しいものに変えていくということもあり、大体何年かでリース契約をやっていくというのが通常でございます。

○委員長　私からも一つ。今現在、定着についてはかなり進んできたと思うのですけれども、次から、もしくはその次の、次の次のステップまで考えて、いろいろ考えるべきことがあって、例え

ば、教員の側から見ても、実は、こんな利用状況というのはすごく参考になる情報が含まれていると思うのです。例えば、数学というのは、割と体系的な科目というか、それから４年生、５年生、６年生と、関連性がすごくあります。だから、その子の過去の学習履歴というのは、実は教えるときにはすごく参考になると思います。例えば、植木算は４年生もあるし５年生もあるので、４年生のときによくできた子は、多分５年生では軽くクリアできるけれど、逆の子は、そこでひっかかる可能性があるわけですので、やる前に既に実は４年生の履歴があれば、先生は把握することもできると思います。あと、例えば、社会のような科目は、クラスター型の知識というか、それぞれグルーピングがされていて、歴史は６年しかやらないとか、そういうものとは、やっぱり学習の仕方が違うので、例えば数学と歴史、社会、どんなふうに子どもたちの学習の仕方が違うのかとか、そういうことも多分そういう履歴をごらんになると認識できるのではないかなと。子どもだけではなくて、教師の方にとっても履歴って非常に有意義だろうと私は思っております。

もう一つは、学校と放課後の関係でして、今はまだやっておられないのかもしれませんけれど、例えば寺子屋でも利用できるようにするとか、寺子屋は学校の中なので、とりあえず一番障害の少ないところではないかなと思いますけれど、間違えた問題などを徹底的に復習するのがやはり学力向上の鉄則、王道ではないかと私は思いますので、それを子どもたちが、自分たちでできるようにして、自分の間違えた問題が次々に出てくると、そんな寺子屋でできれば、効果はあるのではないかなと思います。

本件につきましては、よろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　最後に、「伝統工芸技術継承者育成支援事業補助延長について」御説明をお願いいたします。

○生涯学習課長　それでは、骨子でございます。新規継承者育成支援事業（ステップ２）終了年限３年を迎えた者２名、そして昨年度、補助延長した者３名が、再度補助延長が希望していることにつきまして、荒川区の文化財保護審議会の意見を聴取した結果、延長は妥当であるとの回答を得たので、報告するものでございます。

文化財保護審議会の回答内容といたしまして、希望する５名につきましては、伝統工芸技術継承者育成支援事業補助の延長は妥当であるという回答でございます。

理由につきましては、伝統工芸技術の保存と継承のため、さらに修業する必要があると判断したため、なお、延長希望者の技術の修得度につきましては、毎年、審査を行うことが望ましいという御意見、理由でございます。

補助延長希望者につきましては、漆塗の角光男氏のもとで修業している塚本真理恵、指物の渡辺光氏のもとで修業している渡辺久瑠美、額縁の吉田一司氏のもとで修業している２名、髙橋聡

子、２人目は栗原大地、勘亭流文字・寄席文字・江戸文字の中村泰士氏のもとで修業している銘苅由佳の５名でございます。

補助内容につきましては記載のとおりでございます。

また、次のページで、その他の支援状況につきましては、１２名の状況は記載のとおりでございます。

１、２、３につきましては、本年３月に終了の予定でございます。

報告、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長　ただいまの説明について、特段の質問等ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　よろしゅうございますか。

それでは、その他の報告事項ですが、「２月から４月までの教育委員会関係主要行事」については、配付資料のとおりですが、これについて何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　特にございませんでしたら、予定しておりました事項は以上ですが、事務局より連絡事項ございましたら。

○教育部長　ありません。

○委員長　ないようですので、以上をおちまして、教育委員会第３回定例会を閉会いたします。

―了―